

2022年度に大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の
奨学金を希望する皆さんへ

給付奨学金案内



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを希望する場合には、別冊「申込みのてびき」に従って申込手続きを進めてください。

2021年度版

 独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

（2022年度給付奨学金予約採用）

目次

| 奨学金制度 | 奨学金の手続き |
|--------------------------|-----------------------------|
| 申込資格 4 | 申込みから支給終了までの流れ 12 |
| 選考基準 5 | 進学後の手続き 13 |
| 支給金額 8 | |
| 対象機関（確認大学等） 10 | <参考資料>授業料等の減免について |
| 奨学金の支給方法 11 | 申請から認定まで 14 |
| | 認定後の手続き 15 |

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

進学を考えている高校生等のための、奨学金に関する試算ができる便利なツールです。



● ガイダンス動画

高等学校等を通して奨学金の予約を申し込む方向けに、奨学金制度の概要や申込手続等について、動画で説明しています。ぜひご覧ください。



日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せには、まずホームページをご覧ください。



知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。在学先へ提出しないよう注意しましょう。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

本冊子の用語

あなた ……奨学金を申し込む生徒本人

JASSO ……日本学生支援機構

高等学校等 ……高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）

大学等 ……大学、短期大学、専修学校（専門課程）

※国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校とする。

※短期大学には文部科学省令に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科を含む。

生計維持者 ……父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父または祖母等）

採用候補者 ……予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

2022年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の（１）または（２）のいずれかに該当する人が申し込みます。

- （１）2022年3月に初めて高等学校等（本科）を卒業予定の人
- （２）初めて高等学校等（本科）を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人



- ① 「高等学校等」について、専修学校（高等課程）は3年以上の課程に限ります。
- ② 2021年の秋季に卒業予定の人も対象になります。
- ③ 高卒認定試験合格（見込）者も対象になる場合があります。詳細は、JASSOのホームページで案内します。
- ④ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、次の（１）～（３）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、高等学校等を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（若しくは、特別永住者証明書）のコピーの提出が必要です。（※１）

- （１）法定特別永住者（※２）
- （２）在留資格（※３）が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- （３）在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

（※１） 申込日時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

（※２） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

（※３） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- ① 在留資格の記載が上記以外の場合（「家族滞在」等）は採用されません。
- ② 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

奨学金の申込には学力基準と家計基準、どちらも満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

- (1) 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること(※2)

- (※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績。
- (※2) 学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



- ① 高卒認定試験合格(見込)者については、JASSOのホームページなどで案内します。
- ② 採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。(13ページ)
- ③ 学力基準を満たしているかの確認は、在籍(卒業)されている学校で行います。

2. 家計基準（収入基準・資産基準）

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

(1) 収入基準



JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」(右のQR)で、収入基準に該当するかおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



| 支援区分 | 収入基準(※1) |
|------|--|
| 第Ⅰ区分 | あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※2) 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること |
| 第Ⅱ区分 | あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が100円以上25,600円未満であること |
| 第Ⅲ区分 | あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること |

- (※1) 収入については、2020年(1月~12月)の収入に基づく2021年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。申込後に減収(失業等)があっても状況を鑑みることはできません。^{★3}
- (※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。
- (※3) 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)^{★2} (100円未満切り捨て)
 - ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
 - ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額)に3/4を乗じた額となります。
 - ★3 申込時の収入等に変更が生じていても、審査には考慮しません。

<参考>

市町村役場で取得できる課税証明書(自治体によっては所得証明書)を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/_icsFiles/afieldfile/2020/10/28/kazeisample.pdf





① 収入基準の審査には、あなたと生計維持者（7ページ）のマイナンバーを使用します。そのため原則JASSOへの提出が必要です。

【海外居住の方】

- ② 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる書類（所定様式）の提出が必要です。マイナンバーの提出がない場合、給付奨学金を受け続けるためには、同様の書類を進学後も毎年提出する必要があります。
- ③ 2021年1月1日現在、国内に居住していない（国内に住民票がない）人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、代わりとなる書類（所定様式）の提出が必要です。

【収入・所得の上限額の目安】

おおよそ次の金額となります。

（例）会社員

（例）自営業者

（単位：万円）

| 世帯人数 | 想定する世帯構成 | （★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額） | | | （★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額） | | |
|--------|--------------------------|---------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|------------------|------------------|
| | | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
| (a) 2人 | 本人、母（ひとり親）（★） | 207 | 298 | 373 | 125 | 176 | 230 |
| (b) 3人 | 本人、母（ひとり親）（★）、中学生 | 221 | 298 | 373 | 137 | 178 | 234 |
| (c) 4人 | 本人、親①（★）、親②（無収入）、中学生 | 271 | 303 | 378 | 172 | 191 | 255 |
| (d) 4人 | 本人、親①（★）、親②（給与所得者）、中学生 | 親①：221 親②：115 | 親①：242 親②：155 | 親①：320 親②：155 | 親①：137 親②：115 | 親①：138 親②：155 | 親①：185 親②：155 |
| (e) 5人 | 本人、親①（★）、親②（パート）、大学生、中学生 | 親①：321 親②：100 | 親①：395 親②：100 | 親①：461 親②：100 | 親①：207 親②：100 | 親①：256 親②：100 | 親①：309 親②：100 |



表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

【進学前離職の特例措置】

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。詳細は本機構ホームページをご覧ください。

(2) 資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません。）

| 生計維持者の人数 | 基準額 |
|----------|---------|
| 2人の場合 | 2,000万円 |
| 1人の場合 | 1,250万円 |

※ 資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産、貯蓄型の生命保険や学資保険は含みません。ただし、満期や解約により現金化等した場合には、資産として計上が必要です。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>



| I 父母ともにいる場合 | | 生計維持者 |
|-------------|----------------------|----------------------------------|
| 1 | 父母と同居・別居（一人暮らし） | 父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。 |
| 2 | 父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任 | |

| II 父母が離婚調停中 | | 生計維持者 |
|-------------|-------------------|----------------------------|
| 1 | あなたが未成年で、父母が離婚調停中 | 父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。 |

| III 父母が離婚 | | 生計維持者 |
|-----------|-------------------------------------|---|
| 1 | 父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している | 同居する父又は母（1名） |
| 2 | あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している | 父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。 別居している場合も取扱いは変わりません。 |
| 3 | 父母が離婚後、再婚している | 父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。 同居している場合、親権がない方（再婚相手）も生計維持者としての申告が必要です。 |

| IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明 | | 生計維持者 |
|--------------------------|--|--|
| 1 | 父又は母と死別（再婚していない） | 左に該当しない父又は母（1名） |
| 2 | あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している | 祖父又は祖母（主に生計を維持している1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、どちらか1名となります。 |
| 3 | 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている | 主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。 |
| 4 | 父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない | 意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。 |

| V あなたが生計維持者となる場合（独立生計） | | 生計維持者 |
|------------------------|---|---------|
| 1 | 社会的養護を必要とし、18歳となった時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた） | あなた（1名） |

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）専業主婦（主夫）の方も生計維持者としての申告が必要です。

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

大学等で給付奨学生として採用され、支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注3）～（注5）を確認してください。

| 世帯の所得金額 に基づく区分 | 国公立 | | 私立 | |
|-------------------|------------------|---------|------------------|---------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 第Ⅰ区分 | 29,200円（33,300円） | 66,700円 | 38,300円（42,500円） | 75,800円 |
| 第Ⅱ区分 | 19,500円（22,200円） | 44,500円 | 25,600円（28,400円） | 50,600円 |
| 第Ⅲ区分 | 9,800円（11,100円） | 22,300円 | 12,800円（14,200円） | 25,300円 |



（注1）生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注3）「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

（注4）「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

（注5）「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。

自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分:5 ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国立・公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

| 区分 | （国立・公立・私立／自宅・自宅外共通） |
|------|---------------------|
| 第Ⅰ区分 | 51,000円 |
| 第Ⅱ区分 | 34,000円 |
| 第Ⅲ区分 | 17,000円 |

<参考> 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

| 学校種別・給付奨学金の区分 | | 国立 | | 私立 | |
|----------------|------|--------------------------------------|---------|------------------------------|---------|
| | | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 大学 | 第Ⅰ区分 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅱ区分 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅲ区分 | 20,300円 (25,000円) | 13,800円 | 21,700円 (20,000円、30,300円) | 19,200円 |
| 短期大学 | 第Ⅰ区分 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅱ区分 | 3,800円 (7,100円) | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅲ区分 | 24,300円 (29,000円) | 17,800円 | 22,900円 (28,500円) | 17,400円 |
| 専修学校 (専門課程) | 第Ⅰ区分 | 1,900円 (3,800円) | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅱ区分 | 16,200円 (19,500円) | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅲ区分 | 20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円) | 24,000円 | 23,800円 (29,400円) | 18,300円 |

- (※1) 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- (※2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。
- (※3) 高等専門学校及び通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。
詳細は JASSO ホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>
- (※4) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、JASSO ホームページに2021年4月以降に掲載予定です。
- (※5) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。

ただし、正規の学籍で在籍する場合があります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



| 学校種別・課程 | | 支給の可否 |
|---------|-----------------|-------|
| 大学 | 学部・学科 | ○ |
| | 通信教育課程・放送大学（※1） | ○ |
| | 専攻科・別科 | × |
| 短期大学 | 学科 | ○ |
| | 通信教育課程（※1） | ○ |
| | 専攻科（※2） | △ |
| | 別科 | × |
| 高等専門学校 | 4・5年生（※3） | △ |
| | 専攻科（※2） | △ |
| 専修学校 | 専門課程（※4） | ○ |
| | 通信教育課程（※1） | ○ |

（※1） 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2） 独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。（予約採用ではなく在学採用の対象）

（※3） 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象となります。

（※4） 高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。



海外の大学等は対象外です。

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

| | 利用できる | 利用できない |
|------|--|---|
| 金融機関 | 日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） | 農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等） |
| 口座 | 本人名義の普通預金（通常貯金）口座 | 本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座※ |

※休眠口座・・・金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」(13ページ)の提出時期により異なります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

| 支給月 | 振込日 | 支給月 | 振込日 | 支給月 | 振込日 |
|-----|-------|-----|-------|--------|-------|
| 4月分 | 4月21日 | 5月分 | 5月16日 | 左記以外の月 | 毎月11日 |

進学前

申込者

春～ 申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、申込みの期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要書類を高等学校等に提出します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申込み後、1週間以内あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類をJASSOに簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

採用候補者

進学後

春～ 進学（2022年4月以降）

○ 「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します。

春～ 採用決定、奨学金の振込開始

「進学届」の提出確認後、**奨学金の振込みが始まります。**

（毎月の奨学金の振込）

○ 適格認定（家計）（毎年秋）

○ 適格認定（学業成績等）（毎年春★）

★修業年限が2年以下の短大・専門学校等については毎年春と秋の2回行います。

○ 在籍報告（毎年：4月、7月、10月）

○ 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）

※ 適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※ この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給が止まったりする可能性があります。

※ 奨学金支給中も、マイナンバーにより取得した所得の情報等により、支援区分の見直しを行います。

（奨学金支給中）

奨学生

支給終了（卒業）

1. 「進学届」の提出

進学後（2022年4月以降）、「進学届」を提出します。（詳細は、採用候補者となった人にお知らせします。）
自宅外月額の支給を希望する者は、「自宅外通学であることを証明する書類」も提出します。



- ① 採用候補者となっても「進学届」を提出しなければ給付奨学生として採用されません。
- ② 自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金が確認できるまで、支給の再開はできません。

2. 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の所得、住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、あなたが報告した資産額に基づき、家計基準（5ページ）の支援区分の見直しを行います。



- ① 確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。
- ② 特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）

在学により学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

- (1) 退学・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

| 区分 | 学業成績の基準 |
|----|---|
| 廃止 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 取得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 |
| 警告 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く。） 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準である場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認等大学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。 |

※ 取得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、7月、10）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

5. 給付奨学金継続願の提出

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて機構へ提出します。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※ その他必要な手続きについては、給付奨学生採用候補者となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

<参考資料> 授業料等の減免について

授業料等減免①

申請から認定まで

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校に問い合わせてください。

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に学校で募集を行います。申請時期は学校で定めているため、**進学後**、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。(10 ページ参照)

3. 減免額 (年額)

世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅲ区分:詳細は5ページを参照)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額(年額)となります。

| 学校種・世帯の所得金額に基づく区分 | | 国 公 立 | | 私 立 | |
|-------------------|------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | 入学金 | 授業料 | 入学金 | 授業料 |
| 大学 | 第Ⅰ区分 | 282,000円 (141,000円) | 535,800円 (267,900円) | 260,000円 (140,000円) | 700,000円 (360,000円) |
| | 第Ⅱ区分 | 188,000円 (94,000円) | 357,200円 (178,600円) | 173,400円 (93,400円) | 466,700円 (240,000円) |
| | 第Ⅲ区分 | 94,000円 (47,000円) | 178,600円 (89,300円) | 86,700円 (46,700円) | 233,400円 (120,000円) |
| 短期大学 | 第Ⅰ区分 | 169,200円 (84,600円) | 390,000円 (195,000円) | 250,000円 (170,000円) | 620,000円 (360,000円) |
| | 第Ⅱ区分 | 112,800円 (56,400円) | 260,000円 (130,000円) | 166,700円 (113,400円) | 413,400円 (240,000円) |
| | 第Ⅲ区分 | 56,400円 (28,200円) | 130,000円 (65,000円) | 83,400円 (56,700円) | 206,700円 (120,000円) |
| 専修学校 (専門課程) | 第Ⅰ区分 | 70,000円 (35,000円) | 166,800円 (83,400円) | 160,000円 (140,000円) | 590,000円 (390,000円) |
| | 第Ⅱ区分 | 46,700円 (23,400円) | 111,200円 (55,600円) | 106,700円 (93,400円) | 393,400円 (260,000円) |
| | 第Ⅲ区分 | 23,400円 (11,700円) | 55,600円 (27,800円) | 53,400円 (46,700円) | 196,700円 (130,000円) |
| 高等専門学校 (4～5年生) | 第Ⅰ区分 | 84,600円 | 234,600円 | 130,000円 | 700,000円 |
| | 第Ⅱ区分 | 56,400円 | 156,400円 | 86,700円 | 466,700円 |
| | 第Ⅲ区分 | 28,200円 | 78,200円 | 43,400円 | 233,400円 |

(注1) 「入学金」の減免は、入学月分から支援を受けられる学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

- (注3) 私立の大学、短大、専門学校^①の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です。（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません。）
- (注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。（4～6 ページ参照）

5. 申請手順等

学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、学校へ提出します。

授業料等減免②

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）【毎年】

支援期間中、毎年、家計基準（5ページ）による支援区分の見直しを行います。

※ 給付奨学金の適格認定と同じです。（13ページ参照）



確認の結果、授業料等減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料等減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです。（13ページ参照）

3. 継続願の提出【毎年：2回】

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学している学校が定める継続願を学校へ提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料等減免の支援が止まります。

申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「マイナンバーの提出方法が分からない」

「提出すべき書類（番号確認書類・身元確認書類）が分からない」

「マイナンバー提出のための専用封筒をなくしてしまった」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます